

重要事項説明書

グループホーム天晴

【認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護】

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護重要事項説明

(事業の目的)

第1条 株式会社星天の和が設置運営するグループホーム天晴(以下{事業所}という。)が行う認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)(以下{事業}という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護者・要支援2の者であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、認知症の状態にある方に対して、家庭的な雰囲気の中で、入居者の認知症状の進行を緩和し、入居者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、周辺症状の減少及び認知症の進行を緩和するように努めるとともに、安心して日常生活を送ることができるようまた、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

2 サービスの実施にあたっては、利用者の一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。また、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画により、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する、

3 サービス提供の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

4 サービス提供の実施にあたっては、地域住民、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の概要)

第3条

- (1) 法人名 : 株式会社星天の和
- (2) 法人所在地 : 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 384-3
- (3) 代表者氏名 : 田村敏則
- (4) 電話番号 : 0820 - 25 - 1350 FAX : 0820 - 25 - 1383

(サービス提供事業所の概要)

第4条

事業所名	グループホーム天晴
所在地	山口県熊毛郡田布施町下田布施 384-3
電話番号等	0820 - 25 - 1358 FAX 0820 - 25 - 1383
指定事業者番号	3597330061

(事業所の職員体制)

第5条

	資格	常勤	非常勤	計	備考 (兼任の有無等)
管理者	介護福祉士	1人		1人	介護士兼務
計画作成担当者	介護福祉士	1人		1人	介護士兼務
看護師	正看護師	1人	2人	3人	うち1人以上は 小規模多機能型 供託介護看護師 兼務及び介護士 兼務・うち非常 勤看護3人はグ ループホーム天 晴の介護士兼務
	准看護師	1人	1人	2人	
介護従事者	介護福祉士	3人	1人	4人	
	実務者研修修了者	1人	1人	1人	
	介護職員初任者研修修了者以上	1人	1人	2人	
	その他				
事務職員					

(事業所の勤務体制)

第6条

管理者	8:00 から 17:00
看護師	8:00 から 17:00
介護職員	日勤 8:00 から 17:00 早番 7:00 から 16:00 遅番 10:00 から 19:00 夜勤 16:00 から 8:00

(事業所の定員及び設備の概要)

第7条

定員	9名
利用対象者	(1) 要支援2以上の要支援、要介護認定者である方 (2) 医師より認知症と診断を受けた方 (3) 少人数による共同生活を営むことに支障がない方 (4) 自傷他害行為がない方 (5) 医療機関において常時治療をする必要がない方

	(6) 所定の利用料金を負担できる方
敷地	敷地面積 (974.03m ²)
建物	構造 鉄骨造 延床面積 (543.14m ²) グループホーム部延床面積 (82.35m ²)
居間及び食堂	1室 (56.47m ²)
居室	居室数 9室 (全室個室) 1室あたり面積 12.82m ² (8室) 13.06 (1室) 設備 エアコン、ナースコール、照明
共用設備	リビングルーム、浴室、脱衣室、トイレ、ナースコール キッチン、会議室 (地域交流スペース)
防災設備・避難設備	消火器、自動火災報知設備、非常警報設備、非常用照明設備

(管理者)

第8条 管理者は、当該事業所のサービス従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理者を一元的に行なうものとします。又、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行なうものとします。

(計画作成担当者)

第9条 利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所は利用者の(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成をするものとします。

(介護従業者)

第10条 介護従業者は、利用者にサービスを提供する者とします。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画

第11条 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望、そのおかれている環境を踏まえて、サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標、当該目標を達成するため具体的なサービスの内容などを記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画書等を作成します。

2 計画作成担当者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画書等の作成後においても、常に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画書等の実施状況及び利用者の状態の変化等の把握を行ない、必要に応じて(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画書等の変更を行なうものとします。

3 利用者又はその家族は、事業所に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業所は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者又はその家族の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行

います。

- 4 計画作成担当者は、作成した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書等について、利用者又はその家族に対して、その内容を説明し、利用者の同意を得るとともに、利用者に交付するものとします。また当該計画を変更した場合は、その介護計画を利用者又は家族に対し、内容を説明するとともに同意を得るものとします。

（サービス内容）

第12条 サービスは、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行なうものとします。

- 2 事業者は、原則として、以下のサービス内容の中から（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書等に基づき、サービスを提供するものとします。

- (1) 介護保険対象サービスとして、下記のサービス等を提供するものとします。但し、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供するものとします。

- ① 食事：利用者の心身の状況も踏まえて、栄養のバランスに配慮した食事を提供します。また、調理、配膳、片付けなど入居者の方と共同して行い、認知症の症状緩和や美味しく食事を食べられる環境になるように努めます。

※食事時間 朝食 7：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～

- ② 排泄：利用者の状況に応じ、適切な排泄介助と排泄の自立援助を行います。

入居者の尊厳に配慮した誘導や声掛けを心がけます。

- ③ 入浴：基本的に週2回入浴、又は清拭を行い、清潔保持に努めます。必要であれば、回数に関係なく入浴を行います。介護が必要な方には、職員がお手伝いをします。また、体調の状態により入浴を中止にする場合があります。

- ④ 生活援助：

(1) 離床 寝たきり防止のための離床に配慮します。

(2) 着替え 生活のリズムを考え毎朝夕の着替えを促し、手伝っていきます。

(3) 整容 尊厳が保てるように

(4) 洗濯 シーツ交換・衣類シーツの洗濯援助やシーツ交換援助を行って行きます。

(5) 健康管理 服薬管理のお手伝いや健康管理の援助をいたします。

(6) 居室清掃 居室内の清掃をお手伝いします。

(7) その他 日常生活で必要なこと。

- ⑤ 相談援助：入居者の方やご家族からの相談や苦情には、誠意を持って対応し、可能な限りの援助をします。

- 3 日常生活において個人的にかかる医療費・理美容費・おむつ代等、利用者の負担が適当であると認められるサービスについては、介護保険対象外として実費負担となります。

- 4 事業所は、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するものとします。

（サービス利用料金）

第13条 サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、下記のサービス利用料金から保険給付

額を控除した金額（以下、「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。なお、サービス利用料金表については別紙に記載いたします。

（支払い方法）

第14条 事業者は、利用実績に基づいて1ヶ月毎にサービス利用料金・その他費用を計算し請求しますので、翌月末日までに支払うものとします。支払いは下記のいずれかの方法となります。

ア) 事業所での現金払い

イ) 事業所指定口座振込

〔事業所指定口座振込の場合〕

山口銀行 田布施支店 普通預金 5054286 カブシキガイシャセイテンノナゴミ

支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

（地域との連携）

第15条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、その家族、地域住民の代表者、市町の職員又は地域包括支援センターの職員、本サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」とします。）を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議による評価に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。

2 事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等、地域との交流を図るものとします。

（事業者及びサービス従業者の義務）

第16条 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。

2 事業者は、サービス従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

3 事業者は、サービスの提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医を確認する等、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

4 事業者は、利用者に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとに利用者又は家族等による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び各種介護計画書は、その完結の日から5年間保存し、利用者又はその連帯保証人の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

（緊急時及び事故発生時における対応方法）

第17条 サービス従業者は、利用者には病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに救急隊、主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、事業所の管理者に報

告します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存するものとします。
- 4 事業者は、利用者に対するサービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとします。

(協力医療機関)

第18条

協力医療機関名	吉村胃腸科内科医院	やまもと歯科
診察科目	内科	歯科
所在地	田布施町下田布施 116 - 4	田布施町波野塩坪 2165 - 6
電話番号	0820 - 52 - 3266	0820 - 53 - 0648

- 1 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は前項の規定に基づき協力医療機関を定めるにあたっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(事項において「第二種協力指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定するインフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所はサービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(損害賠償)

第19条 事業者は万一の事故に備えて、損害補償保険責任保険に加入しております。

損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
-------------	--------------------

(非常災害対策)

第20条 事業者は、風水害、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導の措置をとります。

2 事業所のサービス事業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知します。

3 事業所のサービス従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じます。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、計画などの概要を掲示します。また、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難など）を年に2回以上行ないます。 防火管理者 田村 敏則

(非常災害対策 BCP)

第21条 事業所は非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震などの災害に対処するための計画を作成し、防災管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第22条 事業者は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待の防止に関する責任者の設置

(2) サービス従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施、その虐待防止のために必要な措置

(3) 事業者は、当該事業所のサービス従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行なう調査等に協力するものとします。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(5) 虐待防止のための指針の整備

(6) 前5号に掲げる処置を適切に実施するための担当者の設置

(成年後見制度の活用支援)

第23条 事業者は、利用者と適切な契約手続きを行なうため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行なうものとします。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合の手続)

第24条 事業者は、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、次の3原則の全てを満たさない限り身体拘束（以下、「身体拘束等」）を行ないません。

(1) 切迫性（緊急的に拘束が必要である）

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高

いこと。

- (2) 非代替性（他に方法が見つからない）

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

- (3) 一時性（拘束する時間を限定的に定める）

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 緊急やむを得ない場合の身体拘束は、下記の事項を留意して行なうものとします。

- (1) 緊急やむを得ない場合の判断は、担当の職員個人又はチームで行なうのではなく、マニュアルに定める手順に沿って、事業所全体及び事業者で組織的判断を行なうものとします。

- (2) 利用者本人及び家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、事前に十分な理解を得るよう努め、同意を得るものとします。

- (3) 身体拘束実施に関する経過観察記録を作成し、その経過について利用者本人及び家族に対して説明を行なうものとします。身体拘束廃止の観点から、当該記録を検証し、常に解除に向けての検討を行ないます。また解除後においても、妥当性の検証作業を実施し、記録を作成するものとします。

3 事業所は、研修計画において、年間2回以上の身体拘束等に関する教育を行います。

4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次にあげる処置を講じる

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して）行うことができるものとする

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

- (3) 介護職員、その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（その他留意事項）

第25条 食事の準備や洗濯等の家事は、本人ができる限りの範囲を行います。

- (1) 共有スペースは、他の入居者と譲り合って使用してください。
- (2) 共同生活住居内の設備・備品等は、大切にご利用ください。なおこれに反して利用し破損等が発生した場合には、賠償して頂く事があります。
- (3) 騒音等他の入居者への迷惑行為が続く場合、退去して頂く事があります。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
- (4) 現金や預貯金、貴重品等は原則個人管理とし、紛失の際の責任は負いません。
- (5) 食品の持ち込みは自由ですが、管理上職員へ一言声をかける事をお願いします。
- (6) 入退居の際の経費、退去時のゴミの処理の諸費用は、家族負担となります。
- (7) 喫煙・飲酒（喫煙は指定された場所をお願いします。飲酒を希望される方は、お知らせください。※保管は、職員がいたします
- (8) 外泊は自由ですが、事前に知らせてください。（入居者の外出・外泊はご家族又は身元引受人の付き添いが原則です）
- (9) 面会時間は8時から17時とします。
- (10) 個々の事由につき医院及び他の医療機関に1ヶ月以上入院になった場合については相談をさせていただきます。
- (11) 他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

（サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口）

第 26 条 サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下、「苦情等」とします。）については、下記の窓口で対応します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容を記録し、その完結の日から 5 年間保存し、常に事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。

(1) サービス提供事業所苦情窓口

苦情等受付担当者	泊 貴子
苦情等解決責任者	田村 敏則
受付時間	24 時間
電話番号	0820 - 25 - 1358
F A X 番号	0820 - 25 - 1383

注 1) 苦情対応の基本手順

①苦情の受付、②苦情内容の確認、③苦情など解決責任者への報告、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤原因究明、⑥再発防止及び改善の措置、⑦苦情など解決責任者への最終報告、⑧苦情申立者に対する報告。

(2) 事業者以外の苦情等窓口

市 町	受付窓口	田布施町役場 健康保険課
	住所	山口県熊毛郡田布施町下田布施 3440-1
	電話番号	0820-52-5809
	受付日時	8 : 30～17 : 15 (土日、祝日及び年末年始を除く)
国民健康保険 団体連合会	受付窓口	国民健康保険団体連合会
	住所	山口県朝田 1980-7
	電話番号	083-955-2003
	受付日時	9 : 00～17 : 00 (土日、祝日及び年末年始を除く)

(個人情報の使用など及び秘密の保持)

第 27 条 事業者及び事業所のサービス従業者は、利用者又はその家族の個人情報を保持します。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。事業者は予め書面により同意を得た場合は、サービス担当者会議等、また利用者の安全確保の必要な場合に、当該個人情報を使用することができます。

(サービスの外部評価の実施状況について)

第 28 条 当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行なっています。

・実施の有無、実施した直近の年月日、外部評価機関名、評価結果の開示状況

(業務継続計画の策定等)

第 29 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者さんに対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行いものとする。

別表（（介護予防）認知症対応型共同生活居宅介護）

（サービス利用料金・その他利用料金）

サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、下記のサービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下、「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。利用者負担額については、負担割合証に基づき負担割合を確認し請求するものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。

1 サービス利用料金

	サービス利用料金／1ヶ月	利用者負担額 (1割)／1ヶ月	利用者負担額 (2割)／1ヶ月	利用者負担額 (3割)／1ヶ月
要支援 2	228,300	22,830	45,660	68,490
要介護 1	229,500	22,950	45,900	68,850
要介護 2	240,300	24,030	48,460	72,090
要介護 3	247,200	24,720	49,440	74,160
要介護 4	252,300	25,230	50,460	75,690
要介護 5	257,700	25,770	51,540	77,310

2 当事業者は、上記サービス利用料金以外の金額を加算します。

	加算料金/1日	利用者負担額 (1割)／1日	利用者負担額 (2割)／1日	利用者負担額 (3割)／1日
初期加算	300	30	60	90
医療連携体制加算Ⅰ ハ	370	37	74	117
医療連携体制加算Ⅱ	50	50	100	148
看取り介護加算死亡日以前31日から45日以下	720	72	144	216
看取り介護加算死亡日以前4日から30日以下	1,440	144	288	432
看取り介護加算死亡日以前2日又は3日	6,800	680	1,360	2,040
看取り介護加算死亡日	12,800	1,280	2,560	3,840

注 1) 初期加算は、利用者が当事業所に登録してから起算して 30 日以内の期間について 1 日につき、上記の料金を加算します。又、30 日を越える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再開した場合も、同様に 30 日以内の期間は、上記の料金を加算します。
 注 2) 看取り連携加算は、厚生労働大臣が定める施設基準且つ基準に適合する利用者について、看取り期におけるサービスを行った場合、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前 4 5 日以下について 1 日つき、死亡月に上記の料金を加算します。

注3) 介護職員の賃金の改善等厚生労働大臣が定める基準に適合し、指定権者に届出をした場合には、その基準で規定されている区分に従い、介護職員処遇改善加算として、以下の割合でサービス利用料金に割増料金を加算します。

注4) 医療的ケアが必要な者の受入要件対象のため。

	算定	サービス利用料金に割増料金を加算
介護職員処遇改善加算 (I)		17.8%

3 本契約の有効期間中、介護保険関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改正が必要となった場合には、改正後の金額を適用します。この場合、事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し、改正の施行時期及び改正後の金額を通知します。

4 その他利用料金

- (1) 食材料費は、朝食 400 円、昼食 600 円、夕食 600 円、おやつ代 100 円(日額)。
- (2) 家賃は、60,000 円(月額)を徴収し、月途中における入退居については、日割り計算とする。
- (3) 光熱水費は 15,000 円(月額)を徴収し、月途中における入退居については、日割り計算とする。
- (4) オムツなど個人利用の被服費は、利用者が実費を負担する。
- (5) 理美容代は、実費を徴収(パーマ・毛染め等は別途料金)する。
- (6) その他、事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者が負担する事が適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

(6) 敷金

入居時には事業所対して敷金として12万円を利用契約締結時に支払うものとする。契約終了時に居室の原状回復費及び延滞料金等がある場合に精算し、残金は入居者やその家族に返還する。

事業所、利用者又はその家族並びに連帯保証人に対し、本重要事項説明書により重要事項について令和 年 月 日説明を行ない、利用者又はその家族並びに連帯保証人は、サービスの提供開始、重要事項について同意し交付しました。

同意日及び交付日 令和 年 月 日

<利用者> 住所

氏名 印

<署名代行人> 住所

氏名 印

利用者との関係

<家族代表> 住所
(身元引受人)

氏名 印

利用者との関係

<連帯保証人> 住所

氏名 印

<事業者>

事業者名 株式会社星天の和
住 所 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3 8 4 - 3
代表者 田村 敏則 印

事業所名 グループホーム 天晴
住 所 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 384-3

説明者 印

付則

この運営規定は、令和4年3月17日から施行する。

この運営規定は、令和5年1月1日から施行する。

この運営規定は、令和5年4月1日から施行する。

この運営規定は、令和6年4月1日から施行する。